

令和7年度補正予算を活用した地域公共交通確保維持改善事業費補助金(「交通空白」解消等
リ・デザイン全面展開プロジェクト)

地域公共交通計画のアップデートの取組促進および地域交通に係る業務を支援するポータルサ
イトの整備・運営に向けた調査業務を実施する者の公募要領

令和8年2月20日

国土交通省 総合政策局 地域交通課

**※本公募は、地域公共交通計画のアップデートの取組促進および地域交通に係
る業務を支援するポータルサイトの整備・運営に向けた調査業務を実施する者
を公募するものです。**

国土交通省では、令和7年度補正予算を活用した地域公共交通確保維持改善事業費補助金(「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト)の地域公共交通計画のアップデートの取組促進および地域交通に係る業務を支援するポータルサイトの整備に向けた調査業務を実施する補助事業者(事務事業者)を、以下の要領で広く募集します。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)(以下「補助金適正化法」という。))」、「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」をよくご理解の上、また、下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いします。

補助金を応募する際の注意点

- ① 補助金に係る全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、国土交通省として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先(請負先、委託先以降も含む)に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要な応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金(年10.95%の利率)を加えた額を返還していただきます。併せて、国土交通省から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。
- ⑤ 国土交通省から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費について

は、補助金の交付対象とはなりません。

- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たっては、国土交通省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません(補助事業の実施体制が何重であっても同様。)
- ⑦ 補助金で取得、または効用の増加した財産(取得財産等)を当該資産の処分制限期間内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること)しようとする時は、事前に処分内容等について国土交通大臣の承認を受けなければなりません。
なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

【1. 事業概要】

1-1. 事業目的

『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト(以下、「全面展開プロジェクト」)は、全国各地の「交通空白」解消やその発生防止に向けた先手の対応に向け、公共ライドシェア・日本版ライドシェア等の導入や地域の多様な関係者の連携・協働、複数の主体による共同化・協業化を通じた旅客運送サービスの提供、地方公共団体におけるデータを活用できる人材・組織の育成および組織として効率的な地域交通への見直しを含む企画・立案や地域の関係者との調整を進める体制の整備、さらには、事業者・事業種の連携・協働により、デジタル技術を活用した高度サービスの実装等への支援を行うことで、「交通空白」の解消など地域交通の「リ・デザイン」の全面展開を加速することを目的とする補助事業です。一方で、全面展開プロジェクトによる取組がより一層の効果を発揮するためには、モビリティデータの利活用など新たなアプローチを取り入れながら、地域の多様な関係者が連携・協働して地域交通の再構築(リ・デザイン)を進めるとともに、地域交通に関する取組を定める地域公共交通計画のアップデート(実質化)が求められます。

本事業は、「地域公共交通計画」の実質化に向けた検討会(以下、「実質化検討会」という。)における議論を踏まえつつ、地域公共交通計画のアップデートのために必要な取組の調査を実施の上、地域公共交通計画のアップデートの取組促進および自治体における地域交通に係る業務を支援するポータルサイトの整備・運営に向けた調査を実施することを目的とします。

1-2. 補助事業の内容

事業名	事業内容	金額
『交通空白』 解消等リ・デザイン 全面展開 プロジェクト	(1)地域公共交通計画のアップデートのための取組に関する調査業務 ーデータ利活用等自治体にとって新たに必要となる取組の調査・整理 ーアップデートに取り組む自治体等への支援ツールの検討 ー先進事例の調査および普及 等	80百 万円

(地域公共交通計画のアップデートの取組促進および地域交通に係る業務を支援するポータルサイトの整備に向けた調査業務)	(2) 地方運輸局における地域交通に係る業務の効率化に関する調査 ー 地方運輸局における地域交通に係る業務負担を軽減する支援ツールの検討 等	
	(3) 自治体・地方運輸局における地域交通に係る業務を支援するポータルサイトの整備 ー ポータルサイトの要件、コンテンツ仕様の検討 ー ポータルサイトの構築、コンテンツの実装 ー コンテンツの機能・性能改善、運用マニュアルの作成等の運営支援 等	

※各事業内容の詳細は、下記「1-3. 補助事業者が実施する事業の内容」をご確認ください。

1-3. 補助事業者が実施する事業の内容

(1) 地域公共交通計画のアップデートのための取組に関する調査業務

地域公共交通計画のアップデートの指針となるガイダンスに沿って地域公共交通計画を策定することによりアップデートを推進しますが、データ利活用等自治体にとって新たに必要となる取組について、取組内容を整理の上支援ツール等を検討します。既に公表済みのポータルサイト掲載支援ツールについてはその効果の把握および必要に応じて改善を行います。また、先進事例の調査・取りまとめといった業務等アップデートの取組を促進します。

【具体例】

- ・ モビリティデータを活用した現状診断や KPI・目標値の設定において、自治体が着手するにあたっての作業上の課題等の把握
- ・ 地域公共交通計画の策定や協議会運営における従来からの作業上の課題等の把握
- ・ 公表済み支援ツールの効果確認および改善（都道府県の地域公共交通計画策定の観点におけるガイダンスの改訂、省内のデータ利活用に関連する業務を踏まえたツールの見直し等）
- ・ 先進事例の調査・取りまとめ、ポータルサイト掲載に必要な登録データの作成等の普及に係る業務
- ・ アップデートの取組促進を目的とする研修・セミナーでの講演支援 等

(2) 地方運輸局における地域交通に係る業務の効率化に関する調査

公共交通の維持・活性化に向けた各地域や交通事業者の取組を支援する地方運輸局における業務について、効率化の観点から調査を行います。

【具体例】

- ・ 補助金の申請受付や取りまとめといった地方運輸局における地域交通に係る業務の現状整理とツールによる効率化が可能な業務の調査・整理
- ・ 調査・整理した内容に対する支援ツールの検討 等

(3) 自治体・地方運輸局における地域交通に係る業務を支援するポータルサイトの整備

自治体職員がより政策立案や地域との合意形成等に注力できるよう、地域交通に係る業務(協議会運営、計画策定業務等)を支援するためのポータルサイトを整備します(地方運輸局の業務効率化もあわせて図ります)。上記(1)(2)での検討内容を踏まえ、要件・コンテンツ等の検討および実装を行います。また、既にリリース済みのコンテンツについて、機能・性能の改善や今後のサイト運営の観点から改修を行います。

【具体例】

- ・ 上記(1)(2)で検討した支援ツールの仕様検討および実装(自治体の実態把握のためのアンケート調査等への活用、補助金申請の取りまとめに係る業務の効率化ツール等)
- ・ リリース済みコンテンツの改修(「有識者リスト」の更新簡易化、「現状可視化ツール」の機能・性能改善、「地域公共交通計画を閲覧する」や「スケジュール管理機能」への要望対応 等)
- ・ コンテンツの更新支援(アップデートの先進事例の更新、「施策事例を調べる」の掲載事例追加に係るサイト登録情報の作成、「地域公共交通計画を閲覧する」のサイト登録情報の更新、その他国土交通省にて実施するコンテンツの更新作業に関する支援等)
- ・ サイトに寄せられる問い合わせへの対応支援
- ・ 要件を満たすポータルサイトを維持するための保守管理(サーバの増強等)
- ・ 国土交通省が運用可能な環境やマニュアル等ドキュメントの整備 等

1-4. 事業期間

交付決定日～令和9年3月31日

【2. 補助金交付の要件】

2-1. 採択予定件数

1件

2-2. 補助率及び補助額

補助率 : 定額

補助上限額 : 80,000 千円

※最終的な実施内容、交付決定額については、国土交通省と調整した上で決定することとする。

【3. 応募手続き】

3-1. 応募資格

次の要件を満たす民間事業者等とします。

※コンソーシアム形式による申請の場合は、幹事者を決めていただくとともに、幹事者が事業提案書を提出してください(ただし、幹事者が業務の全てを他の者に再委託することはできません)。

- ① 日本に拠点を有していること。

- ② 本事業を的確に遂行する組織、能力、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 国が本事業を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。
- ⑤ 本事業において知り得た情報の秘密保持を徹底できること。
- ⑥ 本事業終了後、補助事業者の財産処分手続や会計検査対応のために必要となる文書を、必要な期間保存できること。
- ⑦ 応募事業者等の経営者又は役員が、暴力団等の反社会的勢力でなく、反社会勢力との関係を有しないこと。また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けている場合も対象外とする。
- ⑧ 法令順守上の問題を抱えていないこと。
- ⑨ 国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

3-2. 公募期間

令和8年2月20日(金)～令和8年3月13日(金)17時【必着】

3-3. 応募書類

- ・申請書(様式1)
- ・提案書 ※参考見積(積算表等)を記載に含むこと
- ・実施体制資料(任意様式)
- ・採択審査を行う上での必要書類(会社概要・パンフレット、直近の財務諸表等)

※応募書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用します。なお、応募書類は返却いたしません。

※機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)に基づき、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

※提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、採択取消となる場合があります。

※締切を過ぎての提出は受け付けられません。期限に余裕をもって送付ください。

3-4. 応募書類の提出先

応募書類は、【10. 問い合わせ先】に電子メールによりご提出ください。

※郵送及び持参によるご提出は受け付けません。

※資料に不備がある場合は審査対象となりませんので、要領等を熟読のうえ、ご提出ください。

※件名は「地域公共交通確保維持改善事業費補助金(「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト)申請書」としてください。

【4. 審査・採択】

4-1. 審査方法

審査は、原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング等を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。

4-2. 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 「3-1. 応募資格」の内容を満たしているか。
- ② 提案内容が交付の対象となりうるか。
- ③ 提案内容が本事業の目的に合致しているか。
- ④ 提案内容について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑤ 事業の実施方法、実施スケジュール等が現実的か。
- ⑥ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑦ 本事業を複数事業者で実施する場合、他事業者との連携が円滑に遂行できる体制をとっているか。
- ⑧ 事業を遂行するための資力、資金調達能力を有しているか。
- ⑨ 本事業の関連分野に関する専門的知見を有しているか。
- ⑩ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。

4-3. 採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、国土交通省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

【5. 実施体制の把握】

事業の実施体制を確認する必要があるため、交付申請時及び事業完了後に実績報告書を提出する際は、別途、補助対象として経費計上しているもので、補助事業の一部を第三者に委託・外注している場合については、契約先の事業者（ただし、税込み100万円以上の取引に限る。）の事業者名、補助事業者との契約関係、契約金額、契約内容（業務の範囲）を記述した実施体制資料を添付してください。当該資料は、交付決定時及び確定検査の際に確認する資料とします。第三者の委託・外注先からさらに委託・外注をしている場合（再委託・再外注を行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る。）も、上記同様に、実施体制資料に記述をしてください（再々委託先については金額の記載は不要）。

その他、補助事業の実施状況の把握のため、定期的に進捗状況を確認いたします。

なお、開示請求があった場合は、不開示とする情報の範囲について国土交通省との調整を経て決定することとします。

＜実施体制資料の記載例＞

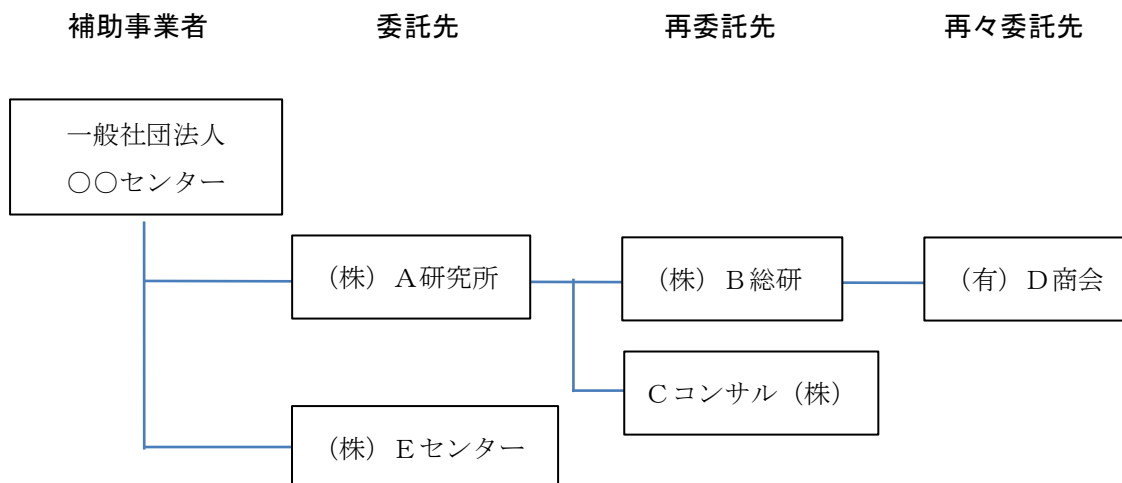
実施体制は原則、下記のように整理表で提示していただくとともに、実施体制図も併せて示してください。実施体制と契約先の事業者名、補助事業者との契約関係、契約金額、契約内容が分かる資料であれば、様式は問いません。

実施体制(税込み100万円以上の請負・委託契約)

事業者名	当社との関係	住所	契約金額(税込み)	契約内容(業務の範囲)
(株)A 研究所	委託先	東京都〇〇区…	※円単位で表記。	※できる限り詳細に記載すること。
(株)B 総研	再委託先((株)A研究所の委託先)	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
C コンサル(株)	再委託先((株)A研究所の委託先)	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
(有)D 商会	再々委託先((株)B総研の委託先)	上記記載例参照	記載不要(※)	上記記載例参照
(株)E センター	委託先	東京都××区…	※円単位で表記。	※できる限り詳細に記載すること。

(※)(有)D商会については、補助事業者からみると再々委託先になるので契約金額の記載は不要。

実施体制図(税込み100万円以上の請負・委託契約)



【6. 補助対象経費の計上】

6-1. 補助対象経費の区分

補助対象経費の区分	内容	補助率・補助上限額
事務経費 (調査業務)	上記事業の実施にあたり、補助事業者が要する経費(相談支援、進捗状況のフォローアップや事例の周知・PRを行うための現地取材等に要する経費やホームページの更新・作成に要する経費)	定額(上限:80百万円)

	労務費、普及関連費、外注費、会議費、旅費、通信運搬費、消耗品費、物品費、事務所維持費、光熱、水費、賃借料、印刷費、図書費、謝金、広告費、その他事業を行うために特に必要と認められるもの(公租公課等)	
--	--	--

6-2. 補助対象経費からの消費税額の除外

補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

※ 消費税等を補助対象経費とした場合には、状況の変更等により消費税に係る仕入控除税額が発生することによる報告及び返還が発生する場合がありますので注意してください。

【7. 交付決定】

採択された申請者が、国土交通大臣に補助金交付申請書を提出し、それに対して国土交通大臣が交付決定及び交付決定を通知した後、事業開始となります(補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません)。なお、採択決定後から交付決定までの間の協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

交付決定後、補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

【8. 補助金の支払い】

8-1. 支払い時期

補助金の支払いは、基本、事業完了後の精算払となります。

※交付決定後、事業完了前の支払い(概算払)を希望する場合は、財務省の承認を受ければ可能です。
資金繰りへの影響等を踏まえ、概算払を希望する場合は、担当者にご相談ください。

8-2. 補助金の額の確定方法

事業完了後、事業者が提出する実績報告書に基づき、必要に応じ現地調査を行い、補助金の額を確定します。

補助金の額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容について厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。

【9. その他注意点】

- ① 補助金の交付については、補助金適正化法の定めによるほか、補助金交付要綱により、交付申請書等の各種様式、事業期間中、事業終了後の手続等を定めております。また、交付決定後の補助事業に係る具体的経理処理、確定検査を実施する際に準備しておく資料等については、交付決定後、補助事業を開始される際に国土交通省と調整した上で決定することとします。
- ② 補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- ③ 補助事業終了後において間接補助事業者に係る手続き(各種報告、財産処分承認申請等)が発生する場合には、補助事業者(執行団体等)の責任及び負担により実施することになります。
- ④ 間接補助事業者における補助対象経費計上の消費税の除外については、「6-2. 補助対象経費からの消費税額の除外」の記載と同様に行ってください。
- ⑤ 補助事業を遂行するにあたっては、関係法令を遵守してください。

【10. 問い合わせ先】

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省総合政策局地域交通課

「地域公共交通確保維持改善事業費補助金(「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト)」担当

E-mail: hqt-chiikikoutsu-hourei@gxb.mlit.go.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名(題名)を必ず「地域公共交通確保維持改善事業費補助金(「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト)」としてください。

他の件名(題名)ではお問い合わせに回答できない場合があります。